



福岡医発第 157 号 (地)
平成 28 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

交通労働災害防止対策の推進について

今年に入り、重大な交通労働災害や運転者の疾病が疑われる交通事故が発生し、社会的関心を集めている中、福岡県における交通労働災害は、全産業に占める死亡災害が3割以上を占め、全国の2割に比べると高い比率となっております。今年に入ってから3人の死亡災害が発生しているため、福岡県労働局においても、交通労働災害防止について、4月の春の交通安全運動実施期間（4月6日～4月15日）を重点に取り組む旨、福岡労働局より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、別添リーフレットを貴会会員にご周知いただくことにより、交通労働災害防止対策について一層の取組の推進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

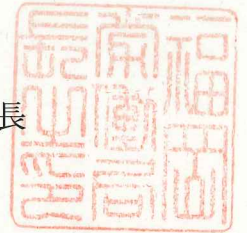
労災担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

福岡労発基 0404 第 1 号

平成 2 8 年 4 月 4 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡労働局長



交通労働災害防止対策の推進について（要請）

平素より労働災害の防止をはじめ労働行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年に入り、重大な交通労働災害や運転者の疾病が疑われる交通事故が発生し、社会的関心を集めています。一方、本県における交通労働災害は、全産業に占める死亡災害が 3 割以上を占めており、全国の 2 割に比べると高い比率となっていますが、今年に入っても 3 人の死亡災害が発生しています。そのため、当局におきましても、交通労働災害防止対策について、4 月の春の交通安全運動実施期間（4 月 6 日～15 日）を重点に、取り組むこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員事業場に対し、別添リーフレットを周知する等により、交通労働災害防止対策について一層の取組の推進を働きかけていただきますよう、特段のご配慮をお願いします。

各医師会通知



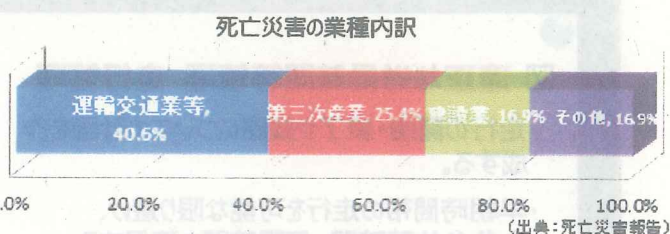
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車**の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

交通労働災害の約6割は運輸交通業以外で発生！

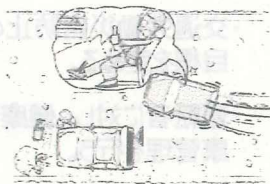
交通労働災害の約6割は運輸交通業でない事業場で発生しており、第三次産業と建設業で4割以上を占めており、運輸交通業に従事されていない労働者の皆さまにも交通労働災害防止対策が必要です。



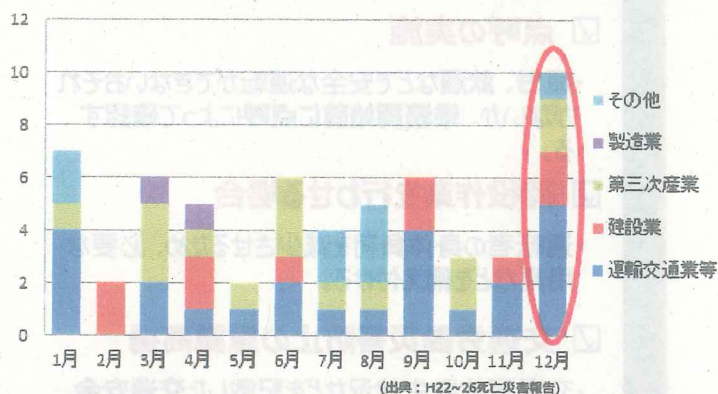
交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



過去5年間で交通労働災害による死亡者数



<災害事例>

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

■ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。